

前回協議会における意見と対応

No	委員	委員からの意見	分類	事務局の対応案
1	南條委員	不便地域の定義について、現状では立地適正化計画で定めている居住誘導区域内に位置する地域のみを条件としているが、それ以外の地域も公共交通が不便な地域は、公共交通空白不便地域に含めるべきではないか。	日常生活	居住誘導区域内に限定せず、市内全域中で、公共交通空白不便地域を明らかにし、対応を検討していくこととします。
2	塩ノ谷アドバイザー	中長期施策n(資料1 P.70)について、割引制度以外の施策も含めて検討するのであれば、その旨が伝わるような資料とすべきである。	高齢者	民間企業との連携だけでなく、福祉サービスとの連携による移動手段確保の記載を追加し(資料3 P.77)、連携割引制度以外の施策も今後検討していきます。
3	成田委員	コミュニティ交通を検討するに当たっては、パブリックコメントに記載されているニーズについて、年齢・性別・用途を整理して検討すると、市民のニーズに的確に対応できるのではないか。一般路線に影響しないような形で運行させるのが大前提である。	日常生活	・今後、公共交通空白不便地域への対応策として、コミュニティ交通を運行させる場合には、パブリックコメントの意見も参考に検討していきます。